

第5回がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会について（概要）

平成 21 年 2 月 3 日（火）10：00～12：00
於・三田共用会議所 1 階講堂

出席者

構成員 10 名の全員が出席

石川委員、内田委員、垣添委員、迫井委員、関原委員、富樫委員、宮城委員、宮崎委員、山口委員、若尾委員

概要

- 委員の互選により、垣添委員が座長に選出された。
- 都道府県から推薦のあった 39 病院のうち、37 病院について指定が適当とされた。詳細は下記のとおり。

・都道府県から推薦のあった 39 病院の内訳

都道府県拠点（新規推薦）	1 病院
〃（地域拠点からの指定換による推薦）	3 病院
地域拠点（新規推薦）	26 病院
〃（更新推薦）	9 病院
計	39 病院

・今回の指定による平成 21 年 4 月 1 日以降の拠点病院数（予定）

都道府県拠点	51 病院（4 病院の増）
地域拠点	325 病院（24 病院の増）
計	376 病院（25 病院の増）

※なお、1 地域拠点病院が、平成 21 年 3 月 31 日をもって指定辞退予定

- 拠点病院の指定に当たっての考え方（下記）について了解された。

- ① 原則、「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成 20 年 3 月 1 日付け健発第 0301001 号厚生労働省健康局長通知）に定める必須要件を充足していることとする。
- ② 2 次医療圏数を超える数の医療機関ががん診療連携拠点病院に指定されることによる、当該医療圏や都道府県のがん診療体制における相乗効果が、都道府県の推薦意見書に数値目標などを用い記載されていることとする。
- ③ 2 次医療圏数を超える数の医療機関をがん診療連携拠点病院に指定する理由として、単に人口が多いということだけでなく、がん患者の通院圏域、がん診療連携拠点病院間の機能的役割分担、隣接する医療圏との関係等について、都道府県において十分な説明があることとする。
- ④ 都道府県は、拠点病院の運営が適切に行われるための体制を確保するよう努めることとする。

都道府県拠点について

都道府県がん診療連携拠点病院は、都道府県に 1 か所整備することとされているが、都道府県がん診療連携拠点病院が 2 医療機関となることによる両医療機関の機能的役割分担、相乗効果等について、都道府県の推薦意見書に数値目標を用いて記載されているなど十分な説明があることとする。

- ① 岩手県の３病院については、新入院がん患者数、相談支援センターの相談件数の動向を把握する、という条件付き
- ② 医療圏数を大幅にオーバーする、埼玉県、大阪府、兵庫県については、更新申請に向け、既指定病院との関係を整理する、という条件付きでの指定が適当とされた。
- 検討会での結果に基づき、各都道府県に対し、２月２３日付けで通知発出。